

35201

山口県

下関市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1億円以上 ② 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
① 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。) ② 家屋、償却資産、土地の取得価格 500万円以上 (ただし、製造業又は旅館業の場合は、資本金の額等が、 ・5,000万円超1億円以下の法人は取得価額1,000万円以上、 ・資本金の額等が1億円超の法人は取得価額2,000万円以上) ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定 ※旧豊浦町、旧豊田町並びに旧豊北町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備	—	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】	固定資産税 の一定割合	3年度間

<p>計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設し、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業 1,900万円)以上のもの</p>		<p>初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2</p> <p>【拡充型】 初年度 1/10 2年度 1/3 3年度 2/3</p>		
<p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備</p>	—	<p>課税標準軽減 (中小企業等経営強化法)</p> <p>【賃上げ表明無し】 3年間、課税標準を1/2</p> <p>【賃上げ表明有り】 4又は5年間、課税標準を1/3</p>	固定資産税の一定割	3～5年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下関市企業立地促進条例	H17.2	<p>設備の新設・増設・更新・移転に対して</p> <p>○業種及び投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産の取得及び賃借)</p> <p>・製造業、情報通信業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業、卸売業 5億円以上(中小企業 3,000万円以上)</p> <p>・植物工場、医療に付帯するサービス業、その他の保健衛生、自然科学研究所 1億円以上(中小企業 3,000万円以上、又は1,000万円以上かつ新規雇用者が3人以上)</p>	<p>事業所設置奨励金</p> <p>○固定資産税に相当する額の100/100</p> <p>ただし、土地は家屋の1階床面積を60/100で除した面積を敷地面積で除して得た割合</p> <p>※3年度間 年1億円限度</p>
		<p>事業所設置奨励金の交付対象に対して</p> <p>①事業所の操業等開始日前12月から開始日後6月までの間に雇用</p> <p>②下関市に居住する者</p> <p>③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者</p> <p>④雇用保険の被保険者である者</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○新規雇用者</p> <p>・正社員 30万円/人</p> <p>・非正規社員 10万円/人</p> <p>※1回限り100人限度</p>
		<p>設備の新設・増設・更新・移転に対して</p> <p>②業種 情報通信業、コールセンター業</p>	<p>回線通信等奨励金</p> <p>○各月の回線通信料の1/2相当額</p>

		<p>②新規雇用者数 5人以上</p> <p>③5年以上の操業</p>	<p>○各月の賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の1/2相当額</p> <p>※3年間 年2,000万円限度</p>
		<p>回線通信料等奨励金の交付対象に対して</p> <p>①事業所の操業開始日前1年から操業日後2年までの間に雇用</p> <p>※2年目及び3年目は、前年より従業員が5人以上増加した場合に限り交付</p> <p>②下関市に居住する者</p> <p>③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者</p> <p>④雇用保険の被保険者である者</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○新規雇用者</p> <p>・正社員 最大65万円/人</p> <p>・非正規社員 最大30万円/人</p> <p>※3年間300人限度</p>
下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱	R1.8	<p>事業所の新設又は増設に対して</p> <p>①地域経済牽引事業計画を申請し、山口県の承認を受けた事業者</p> <p>②投下固定資産総額(土地・家屋・構築物の取得)</p> <p>・中小企業者 過疎地域 5,000万円以上 過疎地域以外 2億円以上</p> <p>・中小企業者以外 過疎地域 2億5千万円以上 過疎地域以外 10億円以上</p> <p>③新規雇用従業員数</p> <p>・中小企業者 過疎地域 3人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は2人以上 過疎地域以外 5人以上</p> <p>・中小企業者以外 過疎地域 6人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は4人以上 過疎地域以外 10人以上</p>	<p>地域経済牽引事業促進補助金</p> <p>○投下固定資産総額の5%</p> <p>※1億円限度</p>
下関市中心市街地事務所立地促進補助金	H23.6	<p>市外から中心市街地への事務所の新設に対して</p> <p>①新規雇用者数 2人以上</p> <p>②5年以上の操業</p>	<p>事務所経費補助金</p> <p>○各月の賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の1/2相当額</p> <p>※2年間 年120万円限度</p>
		<p>事務所経費補助金の交付対象に対して</p> <p>①事業所の操業開始日前1年から操業開始日までの間に雇用</p> <p>②下関市に居住する者</p> <p>③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者</p>	<p>新規従業員雇用補助金</p> <p>○新規雇用者</p> <p>・正社員 30万円/人</p> <p>・非正社員 10万円/人</p> <p>※9人限度</p>

		④雇用保険の被保険者である者	
下関市オフィス 環境整備事業 促進補助金	R6.4	事業用ビルにおいて、オフィス環境の整備を行う者で、 ①面積が30平方メートル以上であること ②補助対象事業が完了した日から1年以内に、対象 オフィスを事業者がオフィスとして使用すること	○貸室環境整備事業費及び共用部 分整備事業費の1/2 ※750万円限度
下関市中小企 業事業資金金融 資要綱	H30.3	中小企業者のうち中小企業信用保険法第2条第1項 第1号及び第2号に該当する者で市内に主たる事業 所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでい る者で、工場用地に工場を設置しようとする者	大規模設備投資貸付 ○融資対象 ①工業用地の取得費用(ただし、取 得後3年以内に工場の設置を行う 場合に限る。) ②工業用地に設置する工場の建設に 要する費用 ○融資条件 ①限度額 1億円 ②利率 ・期間5年以内 年1.8% ・期間5年超 年2.0% ③期間 15年(うち措置2年) ④償還方法 分割又は一括 ⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
① 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得等価格 ○製造業、旅館業 <資本金の額等> ・5,000万円以下の場合 500万円以上 ・5,000万円超 1億円以下の場合 1,000万円以上 ・1億円超の場合 2,000万円以上 ○情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上 ※資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。 ※楠地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であつて、一定の要件を満たす設備を取得した場合 <対象設備> 機械装置、器具備品、工具(測定工具及び検査工具)、建物附属設備、ソフトウェア	—	①課税標準1/2 ②③計画中に賃上げ目標を盛り込んだ場合 課税標準1/3 (中小企業等経営強化法)	固定資産税 の一定割合	①3年度間 ②令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるもの 5年度間 ③令和6年4

				月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるもの4年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) 一般:1億円以上 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇部市事業所設置奨励条例	H17.6(R3.9改正)	<p>○宇部新都市(テクノセンター用地に限る)</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②情報通信業</p> <p>③郵便業</p> <p>④物品賃貸業</p> <p>⑤学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑥生活関連サービス業</p> <p>⑦教育、学術支援業</p> <p>⑧医療、福祉</p> <p>⑨サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>※あすとびあ三丁目のみ卸売業を含む。</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため</p>	設置奨励金
			<p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p>
			<p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50万円/人</p> <p>非正社員:20万円/人</p> <p>○上限500人(中小企業200人)</p>
			<p>用地取得奨励金</p> <p>○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に80%(県・市合わせて)を乗じた額を交付</p>

	<p>め、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p> <p>④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p>
	<p>○宇部臨空頭脳パーク</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③情報通信業</p> <p>④郵便業</p> <p>⑤物品賃貸業</p> <p>⑥学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑦生活関連サービス業</p> <p>⑧教育、学習支援業</p> <p>⑨医療、福祉</p> <p>⑩サービス業(他に分類されないもの)</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p>
	<p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p> <p>④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
	<p>○宇部テクノパーク</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③情報通信業</p>	<p>用地取得奨励金</p> <p>○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に10%を乗じた額を交付</p> <p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p> <p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p>

	<p>④運輸業、郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合 ④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>○上限なし</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
	<p>○瀬戸原中小企業団地、瀬戸原団地第一工区及び瀬戸原団地第二工区 山口テクノパーク 神元工業団地及び第二神元団地</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業 ②情報通信業 ③運輸業、郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>

	<p>④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	
	<p>○準工業地域(宇部臨空頭脳パーク及び宇部新都市(テクノセンター用地に限る)を除く)、工業地域(宇部テクノパーク、山口テクノパーク、神元工業団地及び第二神元団地を除く)および工業専用地域</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③情報通信業</p> <p>④運輸業、郵便業</p> <p>⑤物品賃貸業</p> <p>⑥学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑦生活関連サービス業</p> <p>⑧教育、学習支援業</p> <p>⑨医療、福祉</p> <p>⑩サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
	<p>○小野田・楠企業団地</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)</p> <p>③運輸業、郵便業</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p>

		<p>④卸売業</p> <p>⑤学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>○上限なし</p> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人</p> <p>非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p> <p>用地取得奨励金</p> <p>○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に 80%(県・市合わせて)を乗じた額を交付</p> <p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p>
宇部市事業所設置資金融資要綱	H17.7 (H19.4 改正)	<p>1.対象地域</p> <p>①宇部臨空頭脳パーク</p> <p>②宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。)</p> <p>③準工業地域、工業地域及び工業専用地域</p> <p>④宇部テクノパーク</p> <p>⑤瀬戸原中小企業団地、瀬戸原団地第一工区及び瀬戸原団地第二工区</p> <p>⑥山口テクノパーク</p> <p>⑦神元工業団地及び第二神元団地</p> <p>⑧小野田・楠企業団地</p> <p>2.対象者</p> <p>①本市に事業所を有しない者が対象地域に事業所を新設する場合</p> <p>②本市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ対象地域に事業所を新設する場合</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して対象地域に事業所を新設する場合</p>	<p>融資の対象</p> <p>○事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用</p> <p>※土地取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手すること</p> <p>融資の条件等</p> <p>①融資限度額 1億円</p> <p>②融資利率 年 1.9%</p> <p>③融資期間 12 年 (うち据置期間2年)</p> <p>④償還方法 原則、月賦償還</p> <p>⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法</p> <p>⑥取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、 商工組合中央金庫</p>

		3.市税の滞納がない者及び銀行取引停止処分を受けていない	
宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付要綱	H19.4 (R6.9.1改正)	<p>1.対象地域 全市域</p> <p>2.対象業種 ①ソフトウェア業 ②情報処理サービス業 ③情報提供サービス業 ④インターネット附随サービス業 ⑤コールセンター業 ⑥広告業 ⑦デザイン業 ⑧自然科学研究所 ⑨デジタルコンテンツ業 ⑩事務処理センター事業</p> <p>3.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が、新たに市内に事務所を設置する場合(新設) ②法人等としてすでに3年以上の事業活動実績があること ③市内の住民を5人以上常時使用する従業員として新規雇用した場合 ④市税等の滞納がないこと ⑤事業所の開設において本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと</p>	<p>○通信回線使用料及び賃借料に係る経費 通信回線使用料及び賃借料の1/2以内(上限2,000万円)</p> <p>○新規雇用従業員に要する経費 市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用し1年以上継続雇用した場合、30万円/人(上限3,000万円)</p> <p>※補助対象期間:操業開始後3年間</p>
宇部市まちなかオフィス立地促進補助金交付要綱	R2.5	<p>1.対象地域 中心市街地(重点地区は加算あり)</p> <p>2.対象業種 全業種</p> <p>3.対象者 ①法人の所在地が市外にあること ②本市にオフィス有していないこと ③法人として既に1年以上の事業の活動実績があること ④中心市街地にある物件を賃借してオフィスを開設すること ⑤オフィスの常用従業員のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること ⑥風営法第2条に定める業種又は倉庫、工場若しくは物販のみとしての活用、不特定多数の個人を相手に主にオフィスでサービスを提供する事業、公序良俗に反する事業若しくは宗教的施設として活用する事業でないこと。 ⑦宇部市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと ⑧市税の滞納がないこと</p>	<p>○家賃支援補助金 オフィスの賃借に要した月額経費×1/2(ICT企業は、2/3)×対象月数 ・上限月額10万円、重点地区は上限月額20万円 ・対象期間3年間、重点地区にICT企業が立地する場合は5年間</p> <p>○通信回線使用料補助金 オフィスの通信回線の使用に要した経費×2/3×対象月数 ※ICT企業が立地する場合のみ ・上限月額5万円 ・対象期間3年間、重点地区にICT企業が立地する場合は5年間</p> <p>○雇用奨励補助金 オフィスの開設日前後90日以内に本市に住所を有する者又は本市に住所を移した既従業員を1年以上継続雇用した場合、1人につき20万円を交付 ・上限額100万円、重点地区は上限額200万円</p> <p>○施設整備補助金 オフィスの開設に必要な改修工事や償却資産の取得等に要した経費×1/2 ・上限額オフィス賃借床面積1㎡あたり5万円かつ最大125万円、重点地区は最大250万円 ・ICT企業は上限額オフィス賃借床面積1㎡あたり5万円かつ最大250万円、重点地</p>

			<p>区にICT企業が立地する場合は最大500万円</p> <p>○出張旅費補助金 オフィスの開設後一年以内に行った本市への出張に要した出発地から本市までの交通費のうち、公共交通機関を利用した実費額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限額1人当たり3万円 ※1回の出張につき2人までが助成対象、出張は最大4回まで)
宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱	H30.4 (R1.10改正)	<p>1.対象地域 中心市街地及び産業団地(宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。)、宇部臨空頭脳パーク)</p> <p>2.対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製造業 ②情報通信業 ③学術研究業 ④専門・技術サービス業 ⑤サービス業 (他に分類されないもの) <p>3.対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人として1年以上の事業活動実績があること ②国・県その他の公的機関又は本市から他の同種の補助金等の交付を受ける事業でないこと ③風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業、宗教的施設として活用する事業でないこと 	<p>○対象経費 出発地(国内に限る。)から本市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した際の費用。</p> <p>○助成金額 限度額1人当たり3万円(1回の視察につき3人までが助成対象)</p>

35203

山口県

山口市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1 億円以上 ② 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 3 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税の一 定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準 1/2 (中小企業等経営強化法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間 ※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに

				取得した場合は4年間にわたって課税標準 1/3
--	--	--	--	-------------------------

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山口市企業立地促進条例	H25.3 (R4.12 改正)	<p>○各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件</p> <p>1 鑄銭司第二団地に立地するもの(規則第7条)</p> <p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、学術・研究開発機関 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上</p> <p>2 工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域(規則第7条)</p> <p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く) …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上</p> <p>3 小郡インター流通団地及びその他全市域(規則第7条)</p> <p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業</p>	<p>○立地奨励金</p> <p>◇固定資産税相当額を3年間交付(投下固定資産総額が10億円以上の場合は5年間)</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○雇用奨励金</p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○基盤整備奨励金</p> <p>◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規制で定める基盤整備に要した費用の1/2</p> <p>◇限度額 2,000万円</p>

		<p>を除く)、耕種農業のうち植物工場</p> <p>…投下固定資産総額 5千万円以上</p> <p>…常時勤務する従業者数 5人以上</p>	
		<p>○重点立地促進分野(規則第3条)</p> <p>1 対象地域 全市域</p> <p>2 対象業種 成長が見込まれる産業分野のうち、地域経済の活性化への寄与及び市内事業者の技術又は地域資源の活用が期待できるもので、規則で定めるもの</p> <p>◇次世代自動車 ◇次世代住宅 ◇健康・食品 ◇医薬品・医療機器</p> <p>3 規模要件 上記「各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件」1～4に準ずる</p> <p>※但し、研究開発施設の場合</p> <p>…投下固定資産総額 1千万円以上</p> <p>…常時勤務する従業者数 3人以上(うち1人は研究者であることが必要)</p>	<p>○立地奨励金</p> <p>◇固定資産税相当額を5年間交付 (投下固定資産総額が10億円以上の場合は7年間)</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○雇用奨励金</p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇研究開発施設に従事する研究者1人につき100万円</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○基盤整備奨励金</p> <p>◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規制で定める基盤整備に要した費用の1/2</p> <p>◇限度額2,000万円</p>
		<p>○企業用地取得補助金</p> <p>鑄銭司第二団地、工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域</p> <p>①立地奨励金等の要件に同じ</p> <p>②土地の取得後2年以内に事業所の建設に着手する、又は3年以内に事業を開始すること</p> <p>③1回に取得する土地の面積が2,000㎡以上であること</p>	<p>○企業用地取得補助金</p> <p>①鑄銭司第二団地</p> <p>◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に40/100を乗じて得た額</p> <p>◇限度額なし</p> <p>②工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域</p>

		<p>◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に 20/100 を乗じて得た額又は固定資産評価額に 30/100 を乗じて得た額のいずれか低い額</p> <p>◇限度額なし</p>	
		<p>○情報関連産業(コールセンター等)向け補助金要件</p> <p>1 対象地域(規則第6条第3項) 全市域</p> <p>2 対象業種(規則第7条) ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、自然科学研究所、情報処理サービス業、情報提供サービス業(他の業種でこれに準ずる情報通信業務を行う部門を含む)、コールセンター業、デジタルコンテンツ業</p> <p>3 規模要件</p> <p>① …投下固定資産総額 なし …従業者数 5人以上</p> <p>② …投下固定資産総額 3千万以上 …従業者数 30人以上</p> <p>※立地、雇用及び基盤整備奨励金並びに企業用地取得補助金と、情報関連業等支援補助金及び情報関連産業等雇用促進補助金とを重複して交付することはできない</p>	<p>○情報関連産業等支援補助金</p> <p>◇操業開始から3年間における回線通信料の 1/2 の額と事業所賃借料の 1/2 の額及び研修費の 1/2 の額の合計</p> <p>◇2千万円/年(6千万円/3年)限度</p> <p>ただし、投下固定資産総額が3千万円以上、従業員数が 30 人以上の場合、5千万円/年(1億5千万円/3年)限度。</p> <p>○情報関連産業等雇用促進補助金</p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき30万円</p> <p>◇限度額なし</p>
		<p>○本社機能等の移転・拡充を行う事業者向け補助金要件</p> <p>「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた事業者</p> <p>【県の認定要件】</p> <p>①投下固定資産総額 なし(特定業務施設の整備は必要)</p> <p>②従業員数 5人以上(中小企業 1人以上)増加</p>	<p>○立地奨励金の交付</p> <p>◇固定資産税相当額を3年間交付</p> <p>(投下固定資産総額が10億円以上の場合)は5年間)</p> <p>◇限度額なし</p>

		<p>※移転型の場合、増加させる従業員数の過半数が東京からの移転であること、もしくは東京からの移転者が初年度に過半数かつ計画期間中で 1/4 以上であること。</p> <p>③対象業種 全業種(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する業種を除く)</p> <p>④対象地域 地方活力向上地域</p>	<p>○固定資産税の不均一課税の適用</p> <p>◇設備取得価額が 3,800 万円以上(中小企業は 1,900 万円以上)の場合、移転型は1年目 0.01% (99%軽減)、2年目 0.35% (75%軽減)、3年目 0.7% (50%軽減)、拡充型は1年目 0.01% (99%軽減)、2年目 0.46% (67%軽減)、3年目 0.93% (34%軽減)</p> <p>○雇用奨励金の交付</p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇限度額なし</p>
--	--	---	---

35204

山口県

萩市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
①製造業、旅館業(下宿除く) 資本金額5,000万円以下/500万円以上/ 5,000万円超1億円以下 取得価額の合計額1,000万円以上/ 1億円超/2,000万円以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 資本金に関係なく、取得価額の合計額が50 0万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画 に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」 を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画 が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務 大臣が定める基準」(先進性であること等)に適 合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ③ 一般:1億円以上 ④ 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投 資促進法)	固定資産税 (土地・家 屋・構築物が 対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に 規定する地方活力向上地域内において、令和 9年3月31日までの間に、特定業務施設整 備計画の認定を受けた事業者で、認定を受け た日からその翌日以降2年を経過するまでの 間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供す る減価償却資産で取得価額の合計が3,800万 円(中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用5 (中小企業2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/1 00 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/ 100 2年度 0.46/1 00 3年度 0.93/100	固定資産税 の一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備 等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設	—	課税標準ゼロ (生産性向上	固定資産税 (償却資産が	3年度間

備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合		特別措置法)	対象)	
対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
萩市企業立地促進 奨励金交付要綱	R3.11	<p>○工場等建設促進奨励金</p> <p>①新設、増設、事業拡大を伴う改築</p> <p>②建物及び事業用設備に係る固定資産投資額が1億円以上であること。 ただし、中小企業者等にあつては 5,000 万円以上。市内中小企業者等にあつては 3,000 万円以上。</p> <p>③新規雇用従業員3人以上(雇用期間1年以上)</p> <p>④市税等を完納していること</p> <p>※新規雇用従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者 ・雇用保険法の被保険者になっている者 <p>○雇用奨励金</p> <p>①工場等建設促進奨励金の対象事業者</p>	<p>工場等建設促進奨励金</p> <p>○対象経費 設置した工場等の用に供する建物及びその附属設備並びに機械及び装置</p> <p>○奨励金額 新設・増設 固定資産投資額の5% 上限額 1億円、改築 固定資産投資額の5%の2/3 上限額 5千万円</p> <p>※ただし、市内中小企業者等にあつては10%(改築の場合は10%の2/3)</p> <p>雇用奨励金</p> <p>○奨励金額 新規雇用従業員(対象:市内居住者、雇用期間1年以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 50万円/1人 ・正社員以外 10万円/1人 ・同一人につき1回限り ・限度額 5,000万円

35206

山口県

防府市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用5 (中小企業1)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.014/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.014/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物附属設備</p>	<p>—</p>	<p>〔賃上げ表明なし〕 課税標準額 1/2</p> <p>〔賃上げ表明あり〕 ①令和6年3月31日迄に取得 課税標準額 1/3</p> <p>②令和6年4月1日～令和7年3月31日に取得 課税標準額 1/3</p> <p>(中小企業等経営強化法)</p>	<p>固定資産税 (償却資産が 対象)</p>	<p>〔賃上げ表明なし〕 3年度間</p> <p>〔賃上げ表明あり〕 ①5年度間 ②4年度間</p>
<p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額)</p>	<p>—</p>	<p>課税免除 (地域未来投資促進法)</p>	<p>固定資産税 (土地・家屋・ 構築物が対 象)</p>	<p>3年度間</p>

① 一般:1 億円超				
② 農林漁業関連:5,000 万円超				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
防府市工場等設置奨励条例	S61.3 〔R5.2 改正〕	① 準工業地域、工業地域、工業専用地域、防府市開発行為等の許可の基準に関する条例に定めるイ・ロの区域に工場等を新設・増設・移転する製造業 ② 投下固定資産総額3億円以上 (中小企業は 5,000 万円以上) ③ 雇用 ・新設、増設の場合は、対象期間内に新たに雇用された常勤従業員が5人(中小企業は2人)以上 ・移転の場合は、操業開始時に常勤従業員が10人(中小企業は5人)以上 ④ 1,000 m ² 以上の土地を新たに取得又は定期賃借していること	工場等設置奨励金 ○新設・増設・移転 ・固定資産税相当額(家屋・償却資産)を3年度間 雇用奨励金 ○雇用奨励金の対象となる常勤従業員(操業開始後最大3年後までの期間に新たに雇用又は配属された者)1人につき40万円(常勤従業員が新卒者に該当する場合は50万円)
防府市工場等設置資金融資規則	S61.3 〔R5.2 改正〕	防府市工場等設置奨励条例第8条第2項に規定する指定事業者で、 ① 税を滞納していない者 ② 銀行取引停止処分を受けていない者	工場等設置資金融資 ○融資条件 ① 限度額 3億円 ② 利率 年 6.3%以内 ③ 期間 15 年(据置2年)以内 ④ 償還方法 原則月賦償還 ⑤ 担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法 ○融資対象費用 ・投下固定資産総額の 2/3 以内
防府市事業所等設置奨励条例	H13.3 〔R5.2 改正〕	① 商業地域に事業所を新設・増設・移転する事業者 ② 投下固定資産総額1億円以上 (中小企業は 2,000 万円以上)	事業所等設置奨励金 ○新設・増設 ・固定資産税相当額(3年度間) ○移転

		<p>③新規常勤雇用 5人以上 (中小企業2人以上)</p>	<p>・固定資産税相当額の50%(3年度間) ※いずれも3年度間の合計額は1億円を 限度</p> <hr/> <p>雇用奨励金 ○雇用奨励金の対象となる常勤従業員 1人につき40万円(常勤従業員が新 卒に該当する場合は50万円)</p>
--	--	------------------------------------	--

35207

山口県

下松市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用5 (中小企業1)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合</p> <p>(土地・建物等の取得合計額) 1億円以上(ただし、農林漁業関連は5,000万円以上)</p>	<p>—</p>	<p>課税免除</p>	<p>固定資産税 (土地・家屋・ 構築物が対象)</p>	<p>3年度間</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等であって、一定の要件を満たす対象設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物附属設備</p>	<p>—</p>	<p>課税標準軽減 (中小企業等経営強化法)</p> <p>【賃上げ表明無】 3年間、課税標準を1/2</p> <p>【賃上げ表明有】 4又は5年間、課税標準を1/3</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3～5年度間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下松市工場等誘致奨励条例	H14.12 〔H29.12 改正〕	1.対象業種 ①製造業 ②道路貨物運送業 2.工場等の設置の定義 工場等の新設又は増設 3.指定基準 ①投下固定資産総額 大企業 2億円以上 中小企業 3,000万円以上 ②増加従業員数 大企業 5人以上 中小企業 2人以上 (操業開始日1年前の日の従業員数から増加していること)	工場等設置奨励金 ○家屋と償却資産にかかる固定資産税相当額を3年度間 ○限度額 1億円(3年度間)
			雇用奨励金 ○下松市に住所を有する者を新規雇用従業員として1年以上雇用した場合、1人につき30万円を1回に限り交付 ○新規雇用従業員が障害者の場合は、1人につき40万円を3年度間交付 ○対象人数は各年度の従業員増加人数と新規雇用従業員数を比較し、いずれか少ない人数 ○限度額 2,000万円(3年度間)
下松市本社機能移転促進補助金交付要綱	R6.4	1.対象者 山口県本社機能等移転促進補助金の対象となった企業で、市内に本社機能等を移転する企業 2.補助要件 ①特定業務施設整備計画を申請し、山口県の認定を受けること。 ②本社移転に伴い、新規常用雇用者の人数が5人以上(中小企業1人以上)であること。	○移転に伴い下松市内に居住することとなった新規常用雇用者*1人につき50万円 ○限度額 2,000万円 ※新規常用雇用者とは、本社機能の業務に従事するために異動してきた者、新たに雇用された者で、移転を完了した日から1年以上継続して雇用され、かつ、1年間下松市に住所を有する者
下松市産業用地開発及び企業立地促進奨励金交付要綱	R3.5	1.対象者 ①開発事業者…市内で産業用地を整備し、企業を誘致する事業者 ②立地企業…開発事業者が整備した産業用地に誘致対象業種の工場等の新設、増設、移転(市内移転も可)する事業者 2.対象事業 ①適正な開発許可を受けて、3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること。 ②産業用地内の3,000㎡以上の区画について、誘致対象業種の事業者と売	開発促進奨励金 ○1区画につき300万円～1,000万円(区画面積による) ○限度額 一連の開発1件につき5,000万円 企業立地促進奨励金 ○1事業者につき300万円～1,000万円(区画面積による) ○限度額 1者につき1,000万円 ※上記奨励金の交付は1区画につき1回限り。

		<p>買契約を締結すること。</p> <p>③②の契約を締結した立地企業が新たに設置する事業所等で常時雇用する従業員を5人(中小企業2人)以上雇用して操業を開始すること。</p> <p>3.対象業種</p> <p>製造業、研究所、情報通信業、物流・流通業</p>	
--	--	---	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ③ 一般:1 億円以上 ④ 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 2 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税の 一定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準軽減 (中小企業等経営強化法) 【賃上げ表明無し】 3年間、課税標準を1/2 【賃上げ表明有り】 4又は5年間、課税標準を1/3	固定資産税の 一定割合	3～5年度間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置)

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩国市企業誘致等促進条例	H19.12.27 〔R5.3.24 改正〕	<p>① 製造業、運輸業、郵便業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 5億円以上 (中小企業 2,000 万円以上) ・増加雇用従業員 10 人以上 (中小企業 5人以上) <p>② 製造業(植物工場)、情報通信業、卸売業、物品賃貸業、学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、宿泊業(旅館、ホテル)、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業(映画館、スポーツ施設提供業)、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 1億円以上 (中小企業 2,000 万円以上) ・増加雇用従業員 5人以上 (中小企業 2人以上) 	<p>○事業所等設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当分及び都市計画税相当分を3年度間
		<p>○雇用奨励金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業開始日の前後それぞれ1年間のうちに雇用した常用従業員であること 2 雇用期間が1年以上継続しており、現に就労していること 3 岩国市に1年以上継続して住所を有しており、現に居住していること 4 指定事業者(法人の場合にあつては、当該法人の代表者)の親族等でないこと 	<p>○雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設置に伴って新たに雇用した従業員1人につき 50 万円 ・新卒者(卒業後3年間)を雇用した場合1人につき 60 万円 ・障害者を雇用した場合 10 万円加算し、3年間交付

35210

山口県

光市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業 1)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物附属設備</p>	<p>—</p>	<p>課税標準 1/2 (中小企業等経営強化法) ※賃上げ表明がある場合は 1/3</p>	<p>固定資産税</p>	<p>3年度間 ※賃上げ表明がある場合 ・R6.3月末までに取得:5年度間 ・R7.3月末までに取得:4年度間</p>
<p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の承認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額)</p> <p>① 一般:1億円超 ② 農林漁業関連:5,000万円超</p>	<p>—</p>	<p>課税免除 (地域未来投資促進法)</p>	<p>固定資産税</p>	<p>3年度間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
光市事業所設置奨励条例	H19.3	<p>○事業所設置奨励金</p> <p>①原則、全業種</p> <p>②投下固定資産総額 2億円以上 (中小企業者 2,000 万円以上) (小規模企業者 500 万円以上)</p> <p>※中小企業者(小規模企業者含む)に限り、事業を営むために中古施設を取得し、又は賃借した場合も対象とする。</p> <p>●詳細は以下 URL 参照 https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/syookou/jigyosha/4/1937.html</p>	<p>○事業所設置奨励金</p> <p>新設、増設または移設した事業所について、事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度から3年度間各年度の対象資産に係る固定資産税額に相当する額。</p> <p>※各年度につき1億円を上限額とする。新設に伴い市内に居住する従業員数が 10 人(中小企業者3人、小規模企業者1人)以上増加するときは、1億5,000万円を上限額とする。</p>
光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金交付要綱	R4.12	<p>○地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金</p> <p>①サテライトオフィス進出タイプ</p> <p>次の業務のいずれかを主として行うオフィスであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報等システムの開発・運営・管理等を行う業務 ・各種設計、デザイン、編集等を行う業務 ・インターネットを活用した業務 ・新製品の研究開発、マーケティング等を行う業務 等 <p>②テレワークオフィス等開設タイプ</p> <p>次の施設のいずれかを開設し、運営すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアオフィス ・レンタルオフィス ・コワーキングスペース 等 <p>③空き店舗等活用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に所在する空き店舗等に入居すること。 ・大規模小売店舗及び当該施設内のテナント物件でないこと。 ・前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後、いずれもおおむね 3 箇月を経過していること(ただし、光市空き家情報バンク制度により利用する物件については、この限りではない) 。 <p>●詳細は以下 URL 参照 https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/syookou/jigyosha/4/1937.html</p>	<p>○地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金</p> <p>①サテライトオフィス進出タイプ</p> <p>市外に本社・本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け(進出し)事業を行う場合、30 万円の奨励金を交付。</p> <p>②テレワークオフィス等開設タイプ</p> <p>市外にシェアオフィス・レンタルオフィス・コワーキングスペースなどを開設し運営する場合、30 万円の奨励金を交付。</p> <p>③空き店舗等活用タイプ</p> <p>市内にある空き家・空き店舗・空き工場等を活用して事業所を設け事業を行う場合、30 万円の奨励金を交付。</p> <p>※①～③は併用可能。</p>

35211

山口県

長門市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
① 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得価格 製造業・旅館業 500 万円以上 ※資本金額 5,000 万円超～1 億円以下の法人 1,000 万円以上 資本金額が 1 億円超の法人 2,000 万円以上 情報サービス業等・農林水産物等販売業 500 万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 24 条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1 億円以上 ② 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税(土地・家屋・構造物が対象)	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準 1/2 (中小企業等経営強化法)	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長門市企業立地促進条例	H27.9 (R3.12 改正) (R5.3 改正)	<p>市内において新增設を行なう事業所で、次のいずれにも該当すること</p> <p>⑤ 投下固定資産総額が1億円(中小企業者にあつては 5,000 万円、市内中小企業者にあつては 3,000 万円)以上であること</p> <p>⑥ 新たに増員する雇用者のうち市内に住所を有する者が5人(中小企業者にあつては3人)以上であること</p> <p>⑦ 市税(料)の滞納がないこと</p> <p>【対象となる業種】 耕種農業(植物工場に限る) 定置網漁業、水産養殖業、 製造業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)、学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、旅館・ホテル業、飲食店、コールセンター業</p>	<p>企業立地奨励金</p> <p>⑤ 投下固定資産総額の対象となった固定資産のうち、規則で定めるものに係る固定資産税の額に相当する額</p> <p>⑥ 事業所の事業開始日以降最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から6年間</p> <p>⑦ ただし、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例、長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例、長門市税条例に規定する生産性向上特別措置法の課税の特例、長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例による固定資産税の課税免除を受けることが出来る場合にあつては、固定資産税課税免除の最終年度の翌年度から3年度間の期間</p> <p>⑧ 3年度間の奨励金の合計額が1億円を超えるときは1億円を限度とする</p> <p>⑨ 事業に関連する施設とは、事務所、倉庫、及び従業員寮をいう</p>
長門市サテライトオフィストライアル補助金交付要綱	R4.6	<p>サテライトオフィストライアル事業を行う企業等で、次のいずれにも該当すること</p> <p>① 市外に主たる事務所を有する法人又は個人であつて、申請時点において1年以上事業を継続して営んでいること。</p> <p>② 日本標準産業分類における大分類により情報通信業を行う者又はサテライトオフィス誘致によって地域の活力創出が見込まれるものと市長が認める者。</p> <p>③ 市内で開設を検討しているサ</p>	<p>長門市サテライトオフィス補助金</p> <p>次のいずれについても、補助率1/2、開設までの1回とする</p> <p>○交通費(公共交通料金) 上限 25,000 円/人 ※1 社あたり最大4人まで</p> <p>○宿泊費 上限 5,000 円/日 ※1 社あたり最大4人まで ※1 人あたり最大4日まで</p> <p>○使用料(ワークスペース使用料) 上限 2,000 円/日</p>

		<p>テラライトオフィスで主として行う業務は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア. 総務部門等、本社機能の一部を行う業務</p> <p>イ. 情報システム等の開発・運営・管理等を行う業務</p> <p>ウ. 各種設計、デザイン、編集等を行う業務</p> <p>エ. e ビジネス、e ラーニング等インターネットを活用した業務</p> <p>オ. 新製品の研究開発等を行う業務</p> <p>カ. アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務</p> <p>④ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア. 市内に、支社、営業所、工場その他これらに類する事業所を設置している。</p> <p>イ. 代表者又は役員が長門市暴力団排除条例(平成 23 年長門市条例第 14 号) 第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 1 22 号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業</p> <p>エ. 宗教活動又は政治活動を目的とする事業</p> <p>オ. 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者</p> <p>⑤ 企業等が個人事業者の場合は、過去 3 年間の平均年間所得が 600 万円以上であること、又は、その所得が見込まれ</p>	<p>※1 社あたり 1 日 4 人、最大 5 日まで</p> <p>○賃借料(車の借上げに係る経費) 上限 8,000 円</p> <p>【備考】</p> <p>※ワークスペースは、市が別に示すものとする。</p> <p>※開設決定とは、市と企業等が締結する進出協定、サテライトオフィス開設の対外的表明その他サテライトオフィス開設の意思決定がなされたと認められる事項をいう。</p>
--	--	---	---

		ること。 ⑥ 対象経費について、他の補助金を受けていないこと。	
長門市サテライト オフィス等誘致促 進事業費補助金交 付要綱	R4.10 (R5.5 改正)	この補助金の交付の対象となる者 (以下「補助対象者」という。)は、 次に掲げる要件の全てに該当する 者とする。 (1) 本社が市外に所在する法人 事業者又は市外に事業所等を有す る個人事業者であること。 (2) 情報関連企業等又は市長が サテライトオフィス等誘致によっ て地域の活力創出が見込まれるも のと認める者であること。 (3) 市内に、支社、営業所、工場 その他これらに類する事業所を有 さず、かつ、1年以上同種の事業等 を営んでいること。 (4) 企業等が個人事業者の場合 は、過去3年間の平均年間所得が 600万円以上であるか、その所得が 見込まれること。 (5) 第9条第1項に規定する補助 金の交付決定に市長が付す条件に ついて、誓約すること。 (6) 次のいずれにも該当しない こと。 ア 国税又は地方税の滞納がある 者 イ 代表者又は役員が長門市暴力 団排除条例(平成23年長門市条例 第14号)第2条に規定する暴力団 員又は暴力団若しくは暴力団員と 密接な関係を有する者 ウ 風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)に基づく営業の許可 又は届出を要する事業を行う者 エ 宗教活動又は政治活動を目的 とする事業を行う者	■対象経費・補助率・適用期間等 ○オフィス整備 1,500千円以上の施設整備費(建屋等の改修 費、備品購入費、通信回線設置費、不動産仲 介手数料及び礼金等) 補助率:2/3以内 補助限度額25,000千円 適用期間:開設決定から本格操業開始半年以 内 ○オフィス運営 補助率:2/3以内 適用期間:操業開始から5年以内 ①不動産賃借料(家賃・駐車場等) 3年目まで 年1,200千円 4年目 年600千円 5年目 年300千円 ②通信回線使用料 3年目まで 年2,000千円 4年目 年1,000千円 5年目 年500千円 ③通信機器等リース料 3年目まで 年500千円 4年目 年250千円 5年目 年120千円

		オ 法令又は公序良俗に反すると認められる行為を行う者	
--	--	----------------------------	--

35212

山口県

柳井市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く）、情報サービス業等、農林水産物等販売業の用に供する設備を構成する家屋及び償却資産取得価額で合計額が500万円を超えるもの（製造業と旅館業については資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円）	—	不均一課税 （半島振興法） 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税の 一定割合	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」（先進性であること等）に適合することにつき国の確認を受けた場合 （土地・建物等の取得合計額） ⑧ 一般:1億円以上 ⑨ 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 （地域未来投資促進法）	固定資産税 （土地・家屋・構築物が対象）	3年度間
製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く）、情報サービス業等、農林水産物等販売業の用に供する設備を構成する家屋及び償却資産取得価額で合計額が500万円を超えるもの（製造業と旅館業については資本金が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円）	—	課税免除 （過疎法）	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は	新規雇用 5 （中小企業 1）	不均一課税 （地域再生法） 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度	固定資産税の 一定割合	3年度間

増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供 する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800万円(中小企業1,900万円)以上のも の		0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/1 00 2年度 0.46/1 00 3年度 0.93/100		
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設 備等導入計画」の認定を受けた中小企業者 の設備投資であって、一定の要件を満たす 設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、 器具備品、建物付属設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特 別措置法)	固定資産税 (償却資産が対 象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
柳井市企業立 地促進条例	H17.2	○事業所設置奨励金・雇用奨励金 1 特定事業所 (第1) ①製造業 ②飲食業・宿泊業のうち「旅館、ホテル、 簡易宿所」 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業 (第2) ①運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送 業、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業」 ②卸売業、小売業 ③教育、学習支援業のうち「高等学校、中 等教育学校、高等教育機関、特殊教育 諸学校、専修学校、各種学校」 ④学術研究、専門・技術サービス 2 事業所の設置(第1、第2共通) ①市外企業が市内へ事業所を新設する こと ②市内企業が事業規模の拡大・業種展 開を目的に事業所を新增設すること ③(第2)での指定は、市内に本社(個人 にあつては、本市に住所を有する者)を	●事業所設置奨励金 (第1) ◇投下資金に係る固定資産税に相当する 額 ※半島振興法に係る固定資産税の不均一 課税に関する条例の適用が受けられる 場合は、同条例による申請をしていること また、不均一課税による課税免除額を控 除した額を上限とする (第2) ◇投下固定資産総額の100分の5 ◇4,000万円を超えるときは、翌年度以降 分割して交付 ●雇用奨励金(第1、第2共通) ◇市内在住の新規雇用者1人につき40万 円(新卒者は50万円)を交付(1回のみ) ※雇用開始日が事業開始日以後1年の間 であること ※雇用開始日から継続して1年以上雇用さ れていること ●用地取得奨励金 (第1、第2共通) ◇土地の取得額等の100分の30を交付(1

		<p>有するものに限る。</p> <p>3 投下固定資産額(第1、第2共通) 総額1億円(中小企業5千万円)以上、かつ建物及び償却資産の合計5千万円(中小企業2千万円)以上</p> <p>4 その他(第1、第2共通) 固定資産税を完納していること</p>	<p>回のみ)</p> <p>※土地の面積が 3,000 m²(中小企業 1,000 m²) 以上であること</p> <p>※土地の取得日が平成 29 年 7 月 1 日以降であること</p>
柳井市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱	H30.9	<p>(第1)情報通信産業等 日本標準産業分類表(平成25年総務省告示第405号)に掲げるソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業(デジタル技術を活用して、コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するコンテンツをいう。)を制作する事業)及び事務処理センター事業(コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を行う業務のうち、主として事務処理に係る業務を行う事業)</p> <p>(第2)サテライトオフィス 次のアからカのいずれかに該当する業務を主として行う事務所をいう。 ア 本社機能の一部(総務部門等)を行う業務 イ 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務 ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務 エ インターネットを活用した業務(e ビジネス、e ラーニング等) オ 新製品の研究開発等を行う業務 カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務</p>	<p>(第1)情報通信産業等</p> <p>【通信回線使用料及び不動産賃借料】 補助率 1/2 以内。 補助限度額 2,500 万円以内。 操業開始から3年以内。</p> <p>【従業員の新規雇用に要する経費】 補助率 1/2 以内。(従業員1人あたり) 補助限度額 30 万円。(従業員 1 人あたり)</p> <p>適用期間は操業開始から3年以内。(1人あたり1回限り)</p> <p>1年間の雇用実績を有し、その間継続して本市に住所を有した雇用保険法の被保険者になっている者に限る。</p> <p>(第2)サテライトオフィス</p> <p>【通信回線使用料及び不動産賃借料】 補助率 2/3 以内。 上限額年 200 万円、下限額年 120 万円。 操業開始から3年以内。</p> <p>【通信回線、建屋の改修】 補助率 2/3 以内。 上限額 2,000 万円、下限額年 200 万円。 事務所の開設に関する協定等が本市と企業で締結された日から操業開始半年以内</p> <p>【動産・付属物の撤去費、高圧受電設備の設置費、上下水道施設の改修費、建物内のクリーニング費、消防設備・防火設備・昇降機の点検及び修理費】 補助率 10/10 以内。 上限額 1,000 万円。</p>

			事務所の開設に関する協定等が本市と企業で締結された日から操業開始半年以内。 市長が特に必要と認めた公共施設に限る。
--	--	--	--

35213

山口県

美祿市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
1億円以上 （中小企業 5,000 万円以上） （市内中小企業 3,000 万円以上） 【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、産業構造の高度化、多角化等に寄与すると認める事業	新規雇用 5 （中小企業2） （市内中小企業1）	課税免除 （美祿市企業立地奨励条例）	固定資産税 及び 都市計画税	3年度間
① 製造業・旅館業 資本金 5,000 万円以下の事業者： 500 万円以上 資本金 5,000 万円超 1 億円以下の事業者：1,000 万円以上 資本金 1 億円超の事業者：2,000 万円以上 ② 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 万円以上	—	課税免除 （過疎法）	固定資産税	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 24 条に基づく主務大臣が定める基準（先進性であること等）」に適合することにつき国の確認を受けた場合 （土地・建物等の取得合計額） ① 一般：1 億円以上 ② 農林漁業関連：5,000 万円以上	—	課税免除 （地域未来投資促進法）	固定資産税 （土地・家屋・構築物が対象）	3年度間

<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業 1)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の一 定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備</p>	<p>—</p>	<p>課税標準の特例 (中小企業等経営強化法)</p> <p>【特例率】 賃上げ表明なし 1/2 賃上げ表明あり 1/3</p>	<p>固定資産税</p>	<p>3～5年間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
<p>美祢市企業立地奨励 条例</p>	<p>H20.3 (R6.4 改正)</p>	<p>○雇用奨励金</p> <p>1 特定事業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、産業構造の高度化、多角化等に寄与すると認める事業</p> <p>2 事業所の設置(協定の締結が必要)</p> <p>①市内に事業所を有しない者が市内に事業者を新設、又は移設する場合</p> <p>②市内に事業所を有する者が市内に事業所</p>	<p>○雇用奨励金</p> <p>・雇用奨励金 新規雇用従業員(市外事業所からの配置転換者を含む)のうち</p> <p>①正規従業員1人につき男性 50万円、女性 60万円</p> <p>②非正規従業員1人につき男性 20万円、女性 30万円</p> <p>(①・②とも障害者の場合は、それぞれ1人につき10万円を加算)</p> <p>・500人を限度(中小企業者又は市内中小企業者 300人)</p> <p>※事業所の設置に係る協定を締結し</p>

		<p>を新設、増設又は移設する場合</p> <p>3 投下固定資産総額 固定資産の取得価格の合計額)が1億円以上 (中小企業者 5,000 万円以上(市内地元中小企業者 3,000 万円以上))であること</p> <p>4 新規雇用従業員(市外事業所からの配置転換者を含む) 5人以上(中小企業者2人以上(市内中小企業者1人以上))であること</p> <p>5 その他 本市税を完納していること</p>	<p>た日から、操業開始日等の日を起算日として3年を経過した日の前日までの間に1年以上雇用していること</p>
<p>みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱</p>	R4.4.1	<p>1 補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外の企業等が、本拠とは別に市内へサテライトオフィスを開設すること ・美祢市と企業等の間に開設に関する協定等を締結すること ・会社常勤役員又は常用雇用者が当該サテライトオフィスに1人以上常駐し、以下のいずれかの要件を満たしていること <p>(1) 新規雇用により、市内に住民票のある会社常勤役員又は常用雇用者が、6月以上の勤務実績(協定前の準備期間を含める。以下同じ。)を有すること</p> <p>(2) 県外本社等の会社常勤役員又は常用雇用者が、人事異動により市内に移転した場合は、住民票を移動してから1年以上の勤務実績を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等は申請時点において、1年以上同種の事業等を営んでいること ・企業等は市内に常駐し、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと ・企業等が個人事業主の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上あるか、その所得が見込まれること ・対象経費について重複して他の補助金を受けていないこと <p>2 対象業種(サテライトオフィスの定義)</p> <p>次に掲げる(1)～(6)までのいずれかに該当する業務を主として行う事務所</p> <p>(1)本社機能の一部(総務部門等)を行う業務</p> <p>(2)情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務</p> <p>(3)各種設計、デザイン、編集等を行う業務</p> <p>(4)インターネットを活用した業務(eビジネス、eラーニング等)</p> <p>(5)新製品の研究開発等を行う業務</p> <p>(6)このほか市長が特に必要と認める業務</p>	
<p>みねサテライトオフィ</p>	R4.4.1	<p>○助成対象者</p>	<p>○対象経費</p>

<p>ス等視察費用助成金 交付要綱</p>		<p>助成対象地の視察を行う次の(1)～(4)の要件を全て満たす県外事業者</p> <p>(1) 製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業又はサービス業(他に分類されないもの)を営む者であること</p> <p>(2) 法人として既に1年以上の事業活動実績があること</p> <p>(3) 国・県・市等において交付を受けた同種の助成金等と重複して交付を受ける者でないこと</p> <p>(4) 風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと</p>	<p>助成対象者が負担する従業員及び役員の出発地(国外の場合、国内空港とする)から美祢市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く)及びレンタカーを利用した実費に限るもの</p> <p>○助成金額 上限15万円(一人当たり5万円までを限度とし、3人まで)</p>
<p>美祢市本社機能等移転促進事業補助金交付要綱</p>	<p>R2.11.1</p>	<p>○補助対象者 次の(1)～(5)の要件を全て満たす事業者</p> <p>(1) 美祢市内において本社機能等の移転又は拡充を行う者であること</p> <p>(2) 新規常用雇用者5名(中小企業者にあっては2名)以上雇用する者であること</p> <p>(3) 市税を滞納していない者であること</p> <p>(4) 本社機能等の移転に伴い、施設整備を行うこと</p> <p>(5) 山口県で策定した地域再生計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について県知事の認定を受けていること</p>	<p>○補助金額 新規常用雇用者1人につき50万円(ただし、美祢市企業立地奨励条例に基づく雇用奨励金の対象となる場合は、当該雇用奨励金の1人当たりの額を差し引いた額を乗じて得た額)</p> <p>【交付対象人数】 1事業者につき50人(中小企業者は30人)を限度とする</p>

35215

山口県

周南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
<p>1. 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく制度</p> <p>※地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業1)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型/拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>2. 中小企業等経営強化法による償却資産の特例</p> <p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>※対象設備… 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備</p>		<p>課税標準を1/2に軽減</p> <p>※従業員に対し賃上げ表明をした場合、課税標準を1/3に軽減</p>	<p>固定資産税(償却資産が対象)</p>	<p>3年間</p> <p>※従業員に対し賃上げ表明をした場合 R6.3.31までに取得した設備:5年間 R7.3.31までに取得した設備:4年間</p>
<p>3. 地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づく制度</p> <p>※山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投</p>	—	<p>課税免除 (地域未来投資促進法)</p>	<p>固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)</p>	<p>3年度間</p>

<p>資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額)</p> <p>① 一般:1 億円以上</p> <p>② 農林漁業関連:5,000 万円以上</p>				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
周南市企業立地促進条例	R5.12 (改正)	<p>●事業所等設置奨励金・雇用奨励金・研究者集積奨励金</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)物流業(製造業と密接に関連する事業に限る)</p> <p>(3)重点立地促進事業</p> <p>①製造業における研究開発事業</p> <p>②水素関連事業</p> <p>③医療関連事業</p> <p>④環境エネルギー関連事業</p> <p>⑤バイオ関連事業</p> <p>⑥ヘルスケア関連事業</p> <p>(4)カーボンニュートラル推進事業</p> <p>①温室効果ガス回収等事業</p> <p>②エネルギー転換事業</p> <p>③製造工程脱炭素化事業</p> <p>④カーボンニュートラル実証事業</p> <p>2 新設、増設、更新の内容</p> <p>(1)新設:市外企業の新規立地など</p> <p>(2)増設:市内企業の設備、装置等の拡張など</p> <p>(3)更新:市内企業の設備、装置等の更新など</p> <p>※「新設」の場合、新規雇用者が 10 人以上(中小企業の場合は3人以上)</p> <p>※「更新」の場合、生産量若しくは取扱量の増強、生産製品若しくは取扱製品の高付加価値化、温室効果ガスの排出量が削減されるなど環境負荷の軽減のいずれかを満たすことが条件</p> <p>3 資本投下額</p> <p>(1)製造業又は物流業</p>	<p>●事業所等設置奨励金</p> <p>◇新設、増設等に係る固定資産税相当額を以下のとおり交付</p> <p>①大企業 1/2 相当額を2年間 限度額:総額 10 億円</p> <p>※設置工事の着工日前3年以内に5,000 m²以上の土地取得を行った事業所等は 10 分の 6 相当額を2年間</p> <p>②中小企業 相当額、3年間 限度額:総額1億円</p> <p>●雇用奨励金</p> <p>◇新設・増設等に伴い本市の住民(雇用にあたり転入した者を含む)を新規に1年以上雇用した場合、1人につき 20 万円を1回に限り交付</p> <p>・限度額:2,000 万円</p> <p>・新規雇用従業員が障害者の場合、1人につき 10 万円を加算し、3年間交付</p> <p>・新規雇用従業員は営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間に雇用したものであること</p> <p>●研究者集積奨励金</p> <p>◇研究所の新設、増設等に伴い本市に転入する研究者(新規雇用を含む)が1年以上研究開発に専従した場合、研究者1人につき 50 万円を1回に限り交付</p> <p>・限度額:5,000 万円</p>

		<p>①大企業 5億円(2億5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>(2)重点立地促進事業又はカーボンニュートラル推進事業</p> <p>①大企業 1億円(5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>※資本投下の額の内建物と償却資産との取得額の合計額が()内の金額以上であること</p>	<p>・研究者は、営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間に異動(新規雇用を含む)したものであること</p>
周南市本社機能移転等促進補助金交付要綱	R6.7 (改正)	<p>●雇用奨励補助金・本社建物等整備奨励補助金・移転等賃借料奨励補助金</p> <p>1 対象者 法人又は個人事業者(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業者を除く)</p> <p>2 対象事業 (1)拡充型 市内で本社機能業務を新設又は拡大する事業 (2)移転型 東京23区から本社機能業務を移転する事業</p> <p>※本社機能・・・調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、情報サービス事業部門、商業事業部門(一部)、サービス事業部門(一部) 上記部門に併せて整備される福利厚生施設及び児童福祉施設</p> <p>3 事業要件 本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能に従事する従業員が10人以上(中小企業は5人以上)増加すること。</p>	<p>●雇用奨励補助金 本市に転入する常用雇用者及び新規常用雇用者(本市に住所を有する者に限る)1人あたり50万円を交付。ただし、市内に転入する常用雇用者が東京23区からの場合は20万円を加算。 (限度額:1社あたり7,000万円) ※上記常用雇用者純増を1年間継続した後に交付 ※福利厚生施設及び児童福祉施設は対象外</p> <p>●本社建物等整備奨励補助金 本社建物等の新設・増設等に係る固定資産税相当額を以下のとおり交付 ◇大企業 1/2 相当額を2年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が2,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が1,000万円以上である場合に限る ◇中小企業 相当額を3年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が1,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が500万円以上である場合に限る</p> <p>●移転等賃借料奨励補助金 本社機能の拡充・移転に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を3年間交付(限度額:150万円/年、ただし移転型の場合は200万円/年) ※賃貸借契約者間に資本上の親子関</p>

			係が存在しない場合に限る ※既存市制度の重複補助はなし
周南市まちなかオフィス立地推進事業補助金交付要綱	R 3.10 (改正)	<p>●まちなかオフィス立地促進事業補助金</p> <p>1 指定業種を営む事業者 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、金融業、保険業(貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第2条第1項に規定する貸金業を除く)、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業のうち旅行業、冠婚葬祭業、教育、学習支援業のうちその他の教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業(政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業、外国公務を除く)</p> <p>2 補助対象地域(徳山駅を中心とした特定地域)の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること</p> <p>3 オフィス開設日時時点で、新設オフィスで雇用している従業員が3名以上であること ただし、新規創業者または情報通信業などの一部の事業者については、一定の要件を満たせば、従業員要件は不要</p> <p>4 事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための床面積が、新設オフィス賃借面積の 1/2 以上であること</p> <p>5 市税の滞納がないこと</p> <p>6 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと</p>	<p>●オフィス設置奨励金</p> <p>①補助率 ・新設オフィスの賃借料 1/2 以内 ・限度額:150 万円/年</p> <p>②対象期間 オフィスの開設日の属する月又はその翌月から3年間</p> <p>③対象経費 ・オフィスの賃借に要した経費 ・オフィス業務に必要な2台分までの駐車場の賃借に要した経費</p> <p>●地元雇用奨励金</p> <p>①補助額 ・新規雇用者1人あたり 20 万円 ・限度額:200 万円、初年度限り</p> <p>②対象者 従業員のうち、オフィス開設日の前後 2か月以内に新規に雇用し、補助金交付申請書の提出日まで1年以上継続して雇用され、かつ、その間継続して本市に住所を有する者</p>
周南市情報・通信産業等支援補助金交付要綱	H29.11	<p>(補助対象要件等)</p> <p>次の各号に定める要件を全て満たす事業者</p> <p>(1) 事業所の新規開設(市内事業所の移転等は除く。)であること。</p> <p>(2) 新規開設時の雇用従業員のうち、本格操業開始後1年間の雇用実績があり、かつ、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の被保険者になっている者が5人以上であり、その後もその条件が維持されること。</p> <p>(3) 次条第2項に規定する事業者認定の決定から、概ね6月以内に本格操業を開始できること。</p>	<p>(1) 通信回線使用料に係る経費 2分の1以内の額 本格操業開始後3年間</p> <p>(2) 賃借料に係る経費</p> <p>①事業所賃借料 ②駐車場賃借料(業務に必要な2台分まで) 2分の1以内の額 本格操業開始後3年間</p>

		<p>(4) 交付申請時において、都市機能誘導区域で次に定める事業を1年以上継続して操業していること。</p> <p>ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業及び事務処理サービス事業の用に供する事業</p> <p>(5) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(6) 事業所の開設に当たり、本市の他の条例、規則、要綱その他の規程による補助金等の交付を受けていないこと。</p>	<p>(3) 研修に係る経費</p> <p>研修受講料、試験料、旅費、講師招聘費用等の研修に係る経費</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>新規開設1年間</p> <p>ただし、補助金の交付は新規開設の初年度1回のみとし、100万円を限度とする。</p> <p>上記(1)から(3)までの補助金の計は1年間当たり2,000万円とする。</p> <p>(4)新規雇用従業員に係る経費(人件費)</p> <p>新規雇用従業員数に30万円以内(非正規従業員は15万円以内)を乗じて得た額。ただし、同一の新規雇用従業員に対する補助金の交付は1回限りとし、1年間の補助金額は3,000万円を限度とする。</p> <p>本格操業開始後3年間</p>
--	--	---	--

35216

山口県

山陽小野田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ⑩ 一般:1億円以上 ⑪ 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業1)	課税免除及び不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.00/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税の一 定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器	—	課税標準 1/2 ※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合 1/3 (中小企業等経	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間 (従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した場合、令和6年3月31日までに取得

具備品、建物付属設備		営強化法)		した場合は、5年度間。令和7年3月31日までに取得した場合は、4年度間。)
------------	--	-------	--	---------------------------------------

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山陽小野田市工場設置奨励条例	H17.3	○工場設置奨励金・雇用奨励金 ※対象業種(各奨励金共通) 製造業、ガス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所 (※小野田・楠企業団地に限り、製造業、電気、ガス・熱供給、水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術研究、専門技術サービス業)	○工場設置奨励金 ①奨励金額 対象工場に係る固定資産税額の一部相当額分を3年間 ②限度額 各年度1億円
		①本市に工場を有しない者が、工場適地等に工場を設置する場合 ②市内に工場を有する者が、既存工場の生産活動を継続し、かつ常時使用する従業員として、新たに操業開始時に10人以上(中小企業5人以上)雇用する工場を工場適地に設置する場合 ③市内に工場を有する者が、既存工場の全部を閉鎖して新たに工場適地に工場を設置する場合 ※上記のいずれかに該当し、かつ投下固定資産総額が3億円以上(中小企業は5,000万円以上)で市長が指定した者	○雇用奨励金 ①奨励金額 市内に住所を有する常用雇用従業員1人につき20万円(帰市就職者については20万円を加算) ②限度額 500人(中小企業は200人)
		○用地取得奨励金 工場設置奨励金の要件に次の要件を加える ④小野田・楠企業団地に工場用地を取得し、土地取得から3年以内に工場の操業を開始し、かつ、取得代金を完納すること	○用地取得奨励金 ①奨励金額 用地取得額に40/100を乗じて得た額以内の額 ②限度額 なし
		○従業員住宅新設奨励金 工場設置奨励金の要件に次の要件を加える ⑤操業開始日前1年間から開始日後3年までの	従業員住宅新設奨励金 ①奨励金額 対象住宅に係る固定資産税額

		間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設すること	分を3年間
山陽小野田市工場設置資金融資条例	H17.3	<p>○工場設置資金融資</p> <p>工場設置奨励条例に規定する指定事業者で次の要件を備えていること</p> <p>①市税等を完納していること</p> <p>②事業計画が妥当で、貸付金の返済能力があると認められること</p> <p>③銀行取引停止処分を受けていないもの</p>	<p>○工場設置資金融資</p> <p>◇融資条件</p> <p>限度額 5,000万円以内</p> <p>利率 年2.2%</p> <p>期間 10年以内(据置2年)</p> <p>返済方法 原則月賦償還</p> <p>担保及び保証人</p> <p>貸付金融機関所定の方法</p>
山陽小野田市本社機能移転促進条例	R2.9	<p>○本社機能移転奨励金</p> <p>対象業種</p> <p>製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>①交付対象者の人数が5人以上(中小企業者にあっては2人以上)であること</p> <p>②本市の他の制度に基づく雇用者数等を算定の基礎とした補助金等を受けていないこと。</p>	<p>○本社機能移転奨励金</p> <p>①奨励金額</p> <p>新規常用雇用者1人につき50万円</p> <p>②限度額</p> <p>500人(中小企業は200人)</p>

35305

山口県

周防大島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
町内全域 ①製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等 ②対象資産の取得価格 ○製造業、旅館業 <資本金> <取得価額> 5,000 万円以下 500 万円以上 5,000 万円超～1億円以下 1,000 万円以上 1億円超 2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 <取得価額> 500 万円以上 ※既存設備の取替・更新のための新增設は、生産能 力などが概ね 30%以上増加するもの	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定す る地方活力向上地域内において、令和 6 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受け た事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を 経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設 した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価 償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用5 (中小企業 1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100	固定資産税の 一定割合	3年間

35321

山口県

和木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業小規模事業者等の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和6年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業 1,900万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税 の一定割合	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和木町工場設置奨励条例	H10.12	○工場設置奨励金 工場:物品の製造加工又は修理の事業の用に供するために必要な施設 ①投下固定資産の総額が5億円(中小企業は5,000万円)以上 ②増加する常用従業員の雇用が25人(中小企業者は2人)以上	○工場設置奨励金 固定資産税相当額の範囲内(3年度間の合計額は1億円を限度)
和木町創業支援事業補助金交付要綱	H28.2 R3.1改正	1 収益性が見込まれる事業 2 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と	○創業支援事業補助金 事業所の新築及び改修に要する経

		<p>将来的な成長性が期待できる事業</p> <p>3 資金調達に確実性が見込まれる事業</p> <p>4 地域活性化への波及効果が見込まれる事業</p>	<p>費、広告宣伝費、設備又は備品購入費の1/2以内 上限50万円</p> <p>開業支援金 一律5万円</p> <p>事業の用に供する土地又は事業所の賃貸借契約にかかる経費 賃貸借契約にかかる経費の1/2以内 月額上限5万円(申請月から1年間の補助を行う)</p>
--	--	---	---

35341

山口県

上関町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
①製造の事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端 設備等導入計画」の認定を受けた中小企 業者の設備投資であって、一定の要件を 満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工 具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準 ゼロ (生産性向上特 別措置法)	固定資産税 (償却資産が対 象)	3年度間

35343

山口県

田布施町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合	—	課税標準2分の1 賃上げ表明をした場合は3分の1に軽減 (中小企業等経営強化法)	固定資産税	3年度間 賃上げ表明をした場合は5年度間または4年度間
対象設備 機械及び装置、器具及び備品、工具(測定工具及び検査工具)、建物付属設備				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田布施町企業立地促進条例	H19.3	<p>○企業立地奨励金</p> <p>1 対象事業(風俗営業に類するものを除く)</p> <p>・製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、宿泊業(風俗関連営業に係るものを除く)、学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>2 事業所の設置</p> <p>①新設</p> <p>②増設(事業規模の拡大を目的とし、新規雇用従業員5名以上)</p> <p>③移転(新規雇用従業員1名以上)</p> <p>※事業所とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。</p> <p>※新規雇用従業員</p> <p>・新事業所の操業開始前1年から操業開始後6月までの間に雇用され、雇用時から引き続き本町に在住(外国人を除く)</p> <p>・雇用時の年齢が満40歳未満</p> <p>3 投下固定資産総額(賃貸・リース含む)</p> <p>・総額5,000万円以上、かつ建物及び償却資産の合計が2,000万円以上</p>	<p>○企業立地奨励金</p> <p>適用事業所の設置のために取得した固定資産に賦課される固定資産税相当額</p> <p>基準年度から3年度間</p> <p>※ただし、次の要件を満たす場合には5年度間(4年度目以降は半額)</p> <p>・対象業種…製造業</p> <p>・立地形態…新設・増設</p> <p>・投下固定資産投資総額…1億円以上、かつ建物及び償却資産の合計が5,000万円以上</p> <p>・立地場所…工場適地</p> <p>・新規雇用従業員…30人以上</p> <p>○指定事業者が新規雇用従業員を雇用した場合</p> <p>1人につき20万円を交付(基準年度のみ)</p>

35344

山口県

平生町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
町内全域(半島振興対策実施地域) ①製造の事業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業 ②資本金 ・1,000万円以下 500万円以上 ・1,000万円超～ 5,000万円以下 1,000万円以上 ・5,000万円超 2,000万円以上	—	不均一課税 (半島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年間
佐合島(離島振興対策実施地域) ①製造の事業、旅館業 ②資本金 ・5,000万円以下 500万円以上 ・5,000万円超 ～1億円以下 1,000万円以上 ・1億円超 2,000万円以上 ①農林水産物等販売業、情報サービス 業 ②資本金 500万円以上	—	不均一課税 (離島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年間
地域再生法の認定を受けた地域再生計 画に規定する地方活力向上地域内にお いて、令和8年3月31日までの間に、 特定業務施設整備計画の認定を受けた 事業者で、認定を受けた日からその翌日 以降3年を経過するまでの間に特別償 却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に 供する減価償却資産で取得価額の合計 が3,800万円(中小企業1,900万円)以 上のもの	新規雇用5 (中小企業1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 課税免除 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.462/10 0 3年度 0.924/100	固定資産税の 一定割合	3年間
中小企業等経営強化法に基づく、「導入	—	【賃上げ表明無	固定資産税	【賃上げ表明

促進基本計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合(一部の太陽光発電設備を除く)		し】 課税標準 1/2 【賃上げ表明有り】 課税標準 1/3 (生産性向上特別措置法)	(償却資産が対象)	無し】 3年間 【賃上げ表明有り】 令和7年3月31日までに取得した設備…4年間
対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
平生町サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱	R6.4	<p>1.補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本拠とは別に、町内にサテライトオフィスを開設する企業であること。 ・平生町と企業の間、開設に関する協定を締結すること。 ・申請時点において1年以上同種の事業等を営んでいること。 ・町内に常駐し、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと。 ・企業が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が 600 万円以上であるか、その所得が見込まれること。 ・常勤役員又は雇用期間の定めのない従業員が、町内に1人以上常駐すること。 ・対象経費について、他の補助金を受けていないこと。 <p>2.対象業種(サテライトオフィスの定義)</p> <p>次のいずれかに該当する業務を主として行う事務所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社機能の一部(総務部門等)を行う業務 (2) 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務 (3) 各種設計、デザイン、編集等を行う業務 (4) インターネットを活用した業務(e ビジネス、eラーニング等) (5) 新製品の研究開発等を行う業務 	<p>【通信回線使用料】</p> <p>補助率 2/3 以内。 上限額年 200 万円。 操業開始から3年以内。</p> <p>【不動産賃借料】</p> <p>補助率 2/3 以内。 上限額年 120 万円。 操業開始から3年以内。</p> <p>【通信回線、建屋の改修】</p> <p>補助率 2/3 以内。 上限額 800 万円、下限 200 万円。 事務所の開設に関する協定等が本町と企業で締結された日から操業開始半年以内</p>

	(6) (1)から(5)に掲げる業務のほか、町長が認める業務	
--	--------------------------------	--

35502

山口県

阿武町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
1,500 万円超	5	課税免除	固定資産税	当初3年間
1,500 万円以下	10		固定資産税の 1/2	以降2年間
①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700 万円超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業等が生産性を向上するための設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 1)旧モデル比で生産性が平均1%以上向上するもの 2)経営産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める設備機械及び装置(160万円以上/10年以内) 測定工具(30万円以上/5年以内) 器具備品(30万円以上/6年以内) 建物付属設備(60万円/14年以内)		課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税(償却資産)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
阿武町中小企業 長期安定資金融 資保証	H31.4	中小企業信用保険法第2条第3項に規定する従業員が20人以下の事業者であって、かつ、中小企業信用保険の対象業種を営む者で、下記のいずれかに該当する者 ①町内において新たに事業を開始しようとする中小企業者であって、当該中小企業者が作成する	以下の融資資金の保証料を融資する。 ○融資資金の対象 ア 運転資金 イ 設備資金 ○保証融資限度額

		<p>事業計画書等に基づき、今後の事業計画等が適切で、かつ、概ね1月以内に事業所を有し、かつ、事業を開始することが明らかであると認められる者</p> <p>②町内に主たる事業所を有し、開業してからの期間が3年未満の中小企業者で、当該中小企業者が作成する事業計画書等に基づき、今後の事業計画が適切であると認められる者</p>	<p>1企業あたり 1,000万円以内</p> <p>○貸付期間</p> <p>ア 運転資金 5年以内</p> <p>イ 設備資金 7年以内</p> <p>ウ 運転・設備資金 7年以内</p> <p>○貸付利率 年 1.5%</p> <p>○保証料率 山口県信用保証協会の定める保険料率</p>
--	--	---	---